

2. 申請の前提条件と要件

2－1. 申請の前提条件

- (1) 申請者は、充電設備の購入および設置工事にかかる「予算」を確保した後に申請してください。
- (2) 申請の要件および事業ごとに定めた特有の要件に合致した設置計画を立てた後に申請してください。
- (3) 申請の要件および交付決定のスケジュール等を確認の上、日程を計画してください。
- (4) 「同一施設に属する駐車場に充電設備を設置する工事」を「一つの工事」といいます。同一施設に属する駐車場が複数あり、別の駐車場に設置する場合も「一つの工事」となります。ただし、マンション等への充電設備設置事業において、各棟の居住者用ごとに分かれている駐車場に充電設備を設置する場合は、各々の駐車場ごとに「一つの工事」として扱います。
- (5) 充電設備の設置場所は、既存の駐車スペースを活用してください。また、当該駐車スペースがアスファルト等の舗装がされていない場合でも、舗装にかかる費用は、補助の対象外です。
- (6) 充電設備は、駐車スペース1台分につき、1基とします。ただし、充電コネクタが2つ以上または充電部が2基以上ある充電設備については、充電コネクタ・充電部の数量に合わせた駐車スペースの台数を計画してください。
- (7) 駐車スペースは充電時に電気自動車等が公道にはみ出すなど法令違反とならないようにスペースを確保してください。駐車スペースの目安は幅2.5m、奥行き5mとします。
- (8) 補助対象となる充電設備は、充電設備メーカーからの申請に基づきセンターが審査・承認した充電設備（型式）が対象となります。（センターホームページの「補助対象充電設備型式一覧表」が更新されますので、最新の補助対象として承認された型式を確認してください。）
- (9) 補助対象となる設置工事は、センターが定める設置工事項目に該当する工事です。
- (10) 申請者は充電設備を設置する土地の使用権限を有していることが必要です。
- (11) 充電設備等設置工事の支払完了後に代金還元（キャッシュバック）を受けた場合、補助金の返還を求めることがありますのでセンターへ報告してください。

2－2. 申請の要件

補助金交付を受けるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。なお、下記に掲げる以外に申請する事業に応じて特有の申請要件がありますので、詳細は本書の事業ごとの「充電設備設置事業の説明と提出書類」を確認してください。

- (1) 一つの工事ごとに申請していること。
- (2) 国の他の補助金と重複していない申請であること。^(注1)
- (3) 充電設備を設置する土地の使用権限を有していることを確認するため、土地の所有者が充電設備を5年間設置することを許諾したことを証する書類を提出すること。
- (4) 申請者が交付規程の別紙「暴力団排除に関する誓約事項」の記に記載されている事項に該当していないこと。
- (5) 申請者は補助事業を遂行するための売買、請負その他契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、以下の各列記事項に従うこと。
 - ・補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。
 - ・契約若しくは委託し、又は共同して実施しようとする相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとること。
 - ・契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約若しくは委託又は共同して実施する予定の相手方としないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができることとする。
 - ・センターは、申請者が前列記事項の規定に違反していると認められるときは、必要な措置を求めることができるものとし、申請者はセンターから求めがあった場合は、その求めに応じること。
 - ・前各列記事項の規定は、契約若しくは委託又は共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、センターは必要な措置を求めることができるものとする。
- (6) 充電設備をリースする目的で取得する場合^(注2)は、リース会社が申請者となり、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定すること。
- (7) 充電設備は「新品」で購入される充電設備であること。
- (8) 充電設備の発注は交付決定日後であること。
- (9) 設置工事の施工開始日、ならびに充電設備および設置工事の代金支払いは、交付決定日後であること。ただし、前払い金等の一部の支払については、交付決定日前でも可とする。

- (10) 補助対象経費に申請者と資本関係にある会社からの調達（工事等を含む。）がある場合、申告をすること。
- (11) 充電設備の設置およびその支払を完了し、「3－11. 実績報告」に記載されている充電設備の種類ごとの実績報告期限日までに実績の報告をすること。
- (12) 設置した充電設備（案内板等の付帯設備を含む。）は保有義務期間5年を満了できること。
- (13) 補助対象経費の支払方法は、原則として金融機関による振込であること。
- (14) センターから充電設備の利用状況等の情報を求められた場合には、利用状況に関するデータ（利用頻度等）を提供し、当該データを含む設備にかかる情報について国への提供を行うことを了承すること。

注1：地方公共団体の補助制度は、本補助金と重複して申請できる場合があります。

詳しくは、各地方公共団体へお問い合わせください。

注2：充電設備と設置工事を併せてリースする目的で取得する場合も含む。